学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策⊐一ス

学類のディブロマ・ポリシー(学位授与方針) ・スのディブロマ・ボリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の 導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適 金沢大学〈グローバル〉スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学くグローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 一本のグロボールのとなり、本地域にデリックである力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計的データの活用法など、公共的な制度の設計・管理・運営に必要な知識と能力を身につけている (◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、O=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるた 学類のCP(カリキュラム編成方針), コースのCP(カリキュラム編成方針) 法の基礎にあ る理念・法の歴 法律学・政治 学全体の見取 企業を含む私 国・地方公共 人どうしの活動 団体・私人の 企業活動に とって必要な専 法律学・政治 学の発展的・ 国家・地方公 務員の行政職 法律実務や行 外国語の能力 を高める。(外 法律学・政治 学のそれぞれ ま学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果 1) 学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識 り図と、それぞ を規律する法 門知識や能力 国語系科目) ている法を対 活動を規律す ことって必要な にとって必要な 史・外国法の 応用的分野の 場に触れるこ の分野におけ の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり、法学類では、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つの コースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げ 専門知識や能 を得る。(応用 象とする学問 対象とする る法のうちょ 専門知識や能 概要を説明で ., あるいはそ る思考力・判断 り実践的なもの 力(公法学分 間の相互関係 力・表現力や 問分野の基礎 力(政治学分 きる。(応用科 (選択科目) 分野や,政治 科目III) を対象とする学 野)を得る。(応 野)を得る。(応 と学修成果の達成を図る(学修成果3.5)。 を理解する。 学・政策学の を理解する。 目IV) 分野の最先端 主体性をもつ - アラルベッチルと回い、テッルベッジ。 また、初学者でき、・II などの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で、3.4年次には学生 の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目、「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科 問分野を理解 用科目I) する。(基本科 D知識を得る 多様な人々と 共同して学ぶ (専門基礎科 基礎を理解す る。(基本科目 企業関係法 ことを通じて, 目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4) I:公共法政策 目III) 能動的な思考 態度を修得す る。(演習科 2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象 得る。(法律実 目) とする専門科目群」「国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や指力(公太学が野および政治学分野)を得る専門科目群」「国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や指力(公法学分野および政治学分野)を得る専門科目群」「「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、公共的な制度の設計、管理運営に シップ・特講) 必要な知識を習得する(学修成果3.5)。 授業科目名 学生の学習目標 法学概論 法学類が提供する講義の広がりを理解できる 2001 0 法律学に関する基本的な用語法を理解できる。 政治学理論、民主的政治、国際政治、政策過程について、基礎的 政治学 12003 な概念や知識を身につけ、大卒の社会人にふさわしい社会常識 が習得できるようになること。 0 法律学・政治学全体の見取り図と、それぞれの専門分野間の相 12011 民事法入門 互関係を理解する。 0 1. 近代立憲主義とその変容(現代立憲主義)に関して歴史的な理 憲法第一部 32003 解を深めること ・と、ボのること。 近代人権思想の形成に関する 古典への理解を深めること。 日本国憲法の下で形成されてきた人権規定に関する解釈学説 0 及び判例の動向をふまえて、自らの解釈を確立すること。 日本国憲法および憲法附属法の諸規定、主要な最高裁判例、各 憲法第二部 32005 0 行政法第一部 多種多様で複雑な行政法規の規範構造(行政活動にかかわる法 32007 仕組み)を、「行政法総論」の学習を通じて理解・把握する能力 0 犯罪成立要件の基本内容を理解する。 32009 刑法第一部 2. 犯罪成立要件全体を体系的に理解する。 0 32011 刑法第二部 刑法典上の諸犯罪類型の個別的成立要件を理解するとともに それを通じて犯罪論体系の理解・修得をより確実なものとする。 0 32013 国際法第一部 国際法の基礎知識を習得し、その知識を基礎として国際問題に国 際法を適用し結論を導く法的思考を身につける。 0 1. 公共政策に関わる学問の概要を理解できる。 公共政策論 32015 公共政策の実施主体の事情を理解できる。 0 公私関係の変化を理解できる。 32017 政治思想史 「自由とは何か」「平等は何か」「公正な社会とは」といった一見抽 象的な問いに対して、学問的に裏付けられた「答え」方ができるよ 0 に、政治哲学的な発想法、関連文献の読み方などを身につける とを目指す。 32019 行政学A 公務員試験でも問われるような基本項目について、基本的知識を 持つこと。各項目の基本的論点を理解し、自分の意見を明確にす 0 民法総則に関わる基本概念や諸制度を理解する 0 民法総則に関わる重要な判例, 学説を理解する。 民法第二部 物権(担保物権を含む)に関わる基本概念や諸制度を理解する。 32055 0 物権(担保物権を含む)に関わる重要な判例, 学説を理解する。 債権総論に関わる基本的概念や諸制度を理解する。 民法第三部 32435 債権総論に関わる重要な判例、学説を理解する。 0 会社法の制度の全体像を把握すること。 会社法第一部 32060 新聞等の情報が、法的にどのような問題となるか関連付けられる 0 所得税・法人税の課税ルールを素材として、そのようなルールの 32417 税財政法 あり方が税負担額や行動選択などの面で納税者にどのような影響を与えるのかを説明できるようになる。課税ルールの根拠につ 0 て理解を深め、課税に関する政策を論ずるための基礎的な能 憲法28条で保障された労働基本権(団結権, 団体交渉権, 争議権)がどのようなものであるのか、労働者の権利、利益を擁護するために、労働基本権がどのような役割を果たしているのか、さらに 32429 労使関係法 0 現代の社会・経済の変化の中で、労働基本権の新たな課題が何 使用者と労働者間の関係を規制する法制度を理解した上で 労 32431 雇用関係法 働契約上の権利義務の内容の理解を深める。アルバイトを含めて 働き始めるにあたっての法的知識を修得し、それらを実際の紛争 0 解決のために役立てられるようにする。 32433 社会保障法 医療保険, 年金保険, 介護保険, 生活保護など社会保障制度に 0 変動の中で社会保障制度に課せられた立法政策的課題を検討す る能力を身につける。 民法第四部 民法第三部(債権総論)で学習したことを基礎に、契約法や不法行 32437 為法等に関する基本概念や諸制度を理解する。 契約法や不法行為法(債権各論)に関する重要な判例, 学説につ 0 いて理解する。 家族法 基本的論点を理解し、自分の意見を明確にすること。 32051 0 参加者は、民事訴訟の様々な手続制度や民事訴訟法上の法概 32443 民事訴訟法 るについて、判例実務や学説の学習を通じて修得し、民事訴訟法学についての基礎を固めることができる。 参加者は、民事法の世界が科目ごとの縦割りで分断されているの 0 ではなく、相互に密接に関連していることを体得することができる 会社法第二部 生じた問題が会社法上どのように位置づけられるかを理解したう 32439 0 経済法 市場における競争秩序の維持が果たす役割を理解し、経済活動 32449 における法的規律を説明することができる。 0 行政法第二部 司法的救済制度としての行政事件訴訟法、及び国家賠償法制度 32413 等の仕組みや重要な法改正、並びに同分野における重要判例等の検討を通じて、行政法関係における私人の権利救済制度の仕 0 組みと意義を理解すること。

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策⊐一ス

学類のディブロマ・ポリシー(学位授与方針) ・スのディブロマ・ボリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の 導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適 金沢大学グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学くグローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している + 本級の連結に助じて必要がAMMなご参付している 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計的データの活用法など、公共的な制度の設計・管理・運営に必要な知識と能力を身につけている (◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるた 学類のCP(カリキュラム編成方針), コースのCP(カリキュラム編成方針) 法の基礎にあ る理念・法の歴 法律学・政治 学全体の見取 企業を含む私 国・地方公共 人どうしの活動 団体・私人の 企業活動に 法律学・政治 学の発展的・ 国家・地方公 務員の行政職 法律実務や行 外国語の能力 を高める。(外 ま学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果 1).学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識 を規律する法 にとって必要な 門知識や能力 応用的分野の 場に触れるこ の分野におけ り図と、それぞ ている法を対 活動を規律す ことって必要な 史・外国法の 国語系科目) の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり、法学類では、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つの コースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げ 専門知識や能 を得る。(応用 象とする学問 対象とする学 る法のうちょ 専門知識や能 概要を説明で ., あるいはそ 思考力・判断 |実践的なもの 力(公法学分 力・表現力や 間の相互関係 問分野の基礎 力(政治学分 分野や,政治 科目III) きる。(応用科 を対象とする学 野)を得る。(応 野)を得る。(応 分野の最先端 と学修成果の達成を図る(学修成果3.5)。 を理解する。 学・政策学の を理解する。 目IV) 主体性をもつ - アラルベッチルと回る「テルベンジ」。 また、初学者でき、『などの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で、3.4年次には、学生 の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目、「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科 問分野を理解 用科目I) する。(基本科 り知識を得る 多様な人々と 共同して学ぶ 基礎を理解す る。(基本科目 企業関係法 ことを通じて, 目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4) I:公共法政策 目III) 能動的な思考 態度を修得す る。(演習科 - アペンの 7 2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象 得る。(法律実 目) とする専門科目群」「国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力(公法学分野および政治学分野)を得る専門 科目群」、「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、公共的な制度の設計、管理運営に シップ・特講) 必要な知識を習得する(学修成果3.5)。 授業科目名 学生の学習目標 「地方自治法」の体系的理解を通じて、地方自治の存在意義や、 国民にとって一番身近な「行政」である、地方公共団体の役割に 32415 地方自治法 0 いて、理解・把握する能力を養う。 5様な人権イデオロギーの存在を認識した上で、国際社会における人権保障の重要性について説明できるようになる。
国際的な問題、特にわが国が関係する国際問題に関心を持ている。 国際法第二部 32421 0 . 講義で学んだ紛争処理の基本原則を元にして. 紛争の平和的 な処理のあり方について自分の考えを示せるようになる。 刑事訴訟法 刑事訴訟法の目的、構造と各制度趣旨を理解したうえ、刑事手続 32423 きの現状に存する問題点を発見し、解決を思考する力を養うことができる。加えて、一連の司法改革により新に創設された諸制度 0 こ対する理解を深め、あるべき刑事手続きを分析する力を得るこ 社会や人間の意識・行動を、数字で表現し分析する計量分析の 計量分析 0 方法の特質と、その意義や課題について理解を深める。 計量分析実習 『ソコンを使用したデータ分析の実習を通じて, 社会現象の計量 2461 分析の技法の基礎を修得する。 0 32463 政治学各論A 戦後の日本政治の現実についての一定の知識を得ることと、日本 政治の現実を政治学的な視点から分析することができるようにな 0 らこと。 32465 政治学各論B . 政治意識についてのいくつかの議論を理解できる。 . 計量分析による論述を理解できる。 3. 日本人が政治をどのようにとらえてきたかについて手がかりを 0 政策過程論 政策過程論は政策の形成・決定・実施の動態に着目しながら、政 32467 策や政治、さらには社会や人間のあり方までをも考察しようとする ものである。政策過程論を学ぶことで、政策過程をめぐるさまざまな課題やパズルを解明するための分析力や思考力を身につけ、 0 政治や社会、人間を見る目を養えるようになる。 32469 政治社会学 現実の政治的認識が、いかに形成されているかをメディアの歴史 と基本的論点から理解し、自分の政治的認識を客観的に考えるこ 0 とができる。 行政、地方自治の理論と実際を学び、行政についての理解を深 行政学B 32471 めることで、自ら行政や地方自治について深く考えることができる 0 政治コミュニケーション論 履修した学生は、日常的に視聴するテレビ・ニュースや新聞から、 32481 を受けて、1年間1755年 自分なりの解釈を導出し、自分の考えを客観的に検証できるよう になる。そして、その検証方法を学ぶきっかけを得て、幅広い研究 0 分野、分析手法の存在を知り、いくつかの手法を運用できるよう! なる。 政治・行政広報の役目・歴史の大枠を捉えられるよになるととも 32483 政治コミュニケーション論 こ、国際(政治)的な文脈で今日の政治コミュニケーションが果た している機能・重要性を理解できるようになる。さらに、日常生活に おける情報への接し方、その運用の背後にある統治機構の存在 0 と、統治機構の今後の方向性を意識できるようになる。 般私人間の取引と異なり,迅速・合理性が求められる商取引に 商法総則·商法行為 32057 資するための商法上の各種のルールを理解できる。 この科目を理解することにより、会社法や手形法・小切手法といっ Ο た他の商法系科目の理解の礎となる。 手形法·小切手法 32442 手形法・小切手法を理解することにより、理論的整合性を追求で きるようになること 民法に立ち返りつつ、手形法・小切手法を考えることができるよう 0 になること。 32445 民事執行·保全法 民事執行手続および民事保全手続の概要を理解することがで 2. 民事執行保全法の解釈論の基本を理解することができる。 0 これらのを通じて、民事執行保全法上の具体的な基本問題を 解決することができるようにする。 倒産法上の基本的概念, あるいは原理・原則を正確に理解し, 倒 32447 倒産法 産処理手続の構造あるいは手続の流れの中に正確に位置づけら 0 知的財産法 学生は、民法、民事訴訟法を修正している知的財産法の特殊性 を学ぶことになる。有体物及び人格権にのみ排他権を認めている 民法に対して、無体物に排他権を認める知的財産法を理解する とで所有と占有の関係に代表される民法の原則の理解が深まる 形のないものに対する権利の侵害事実の立証責任の転換を通じ 3 0 て民事訴訟法の原則の理解が深まる。現代社会でますます重要 性が高まっている知的財産法は社会変化に対応するため頻繁に 改正されているため、法の解釈のみならず立法に関する知識も修 得する。 自由貿易の意義と国境を超える経済活動の規律内容を理解し、 国際経済法 32453 * 0 国際私法 主題となっている各テーマに関し、私人間の国際的な法律関係が 32455 どのように規律されるか、また、国際社会における法をどう見るべ 0 かについて、その基本知識が習得できる。 国際取引法 国際取引に関する適用法規の決定枠組、上記の各種国際取引契 32457 約の起草と当事者の利害関係に関する基礎知識, 並びに国際取引紛争の予防と解決に関する基礎知識を習得できる。 0 外国法 英米法と日本法で,同じ考え方を採用している部分,異なる部分 32407 に目を配り、英米法を知ることによって、日本法を再発見できるようになること。 具体的には、教養や雑学として知っている外国法に 0 関する知識を、実際の法過程に結びつけて理解し、適切に日本法 との比較ができるようになること。 法理学の課題を説明できる。法理学の基本的概念(規範,権利 法理学 0 * 権限、法解釈、正義等)を説明できる。

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策コース

類のディブロマ・ボリシー(学位授与方針) -スのディブロマ・ボリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の 導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適 金沢大学〈グローバル〉スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学くグローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している 一本のグロボールのとなり、本地域にデリックである力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計的データの活用法など、公共的な制度の設計・管理・運営に必要な知識と能力を身につけている (◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目、○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目、△=学習成果を上げるた 学類のCP(カリキュラム編成方針), コースのCP(カリキュラム編成方針) 法の基礎にあ る理念・法の歴 法律学・政治 学全体の見取 企業を含む私 国・地方公共 人どうしの活動 団体・私人の 企業活動に とって必要な専 法律学・政治 学の発展的・ 国家・地方公 務員の行政職 法律実務や行 外国語の能力 を高める。(外 ま学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果 1) 学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識 り図と、それぞ ている法を対 を規律する法 門知識や能力 の分野におけ 活動を規律す ことって必要な にとって必要な 史・外国法の 応用的分野の 場に触れるこ 国語系科目) の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり、法学類では、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つの コースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げ る思考力・判断力・表現力や、 専門知識や能 を得る。(応用 象とする学問 対象とする学 る法のうち よ 専門知識や能 概要を説明で , あるいはそ り実践的なもの 力(公法学分 間の相互関係 問分野の基礎 力(政治学分 分野や,政治 科目III) きる。(応用科 (選択科目) 分野の最先端 と学修成果の達成を図る(学修成果3.5)。 を理解する。 学・政策学の を理解する。 を対象とする学 野)を得る。(応 野)を得る。(応 目IV) 主体性をもつ に子廖欣木の年版で図る(千廖欣木) り。 また、初学者ゼミ I・II などの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で3.4年次には学生 の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目、「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科 問分野を理解 用科目I) する。(基本科 多様な人々と 共同して学ぶ (専門基礎科 基礎を理解す D知識を得る る。(基本科目 企業関係法 ことを通じて, 目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4) I:公共法政策 目III) 能動的な思考 態度を修得す る。(演習科 2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象 得る。(法律実 目) とする専門科目群」「国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力(公法学分野および政治学分野)を得る専門 科目群」、「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、公共的な制度の設計、管理運営に シップ・特講) 必要な知識を習得する(学修成果3·5)。 授業科目名 学生の学習目標 日本法制史 1. 各時代における法制度についての基本的な事項を学習する。 2401 . 法制度の変遷について、社会的諸関係との連関の中でその理 由・原因等を考える 0 今日の日本法がどのような歴史的経過の中で形成されてきた か、その概略についての理解を深める。 田治時代以降の日本の法休系の1つの重要な支柱をなすドイツ 32403 西洋法制史 の法体系が歴史的にどのような政治的・社会的・経済的条件から 成立してきたのかを習得する。また、ドイツを中心として西洋諸国 0 の歴史の概略に関する知識を得ることによって、広い視野を養う ことができる。 東洋法制史 前近代中国法(特に刑法・家族法・裁判制度)に関する基本的な 32405 知識が身につき、現代日本人の法意識との関連性を理解すること 0 法思想史 各自の学習経験および将来構想にもとづく学習目標を達成するが め、法学類の二つの教育目標に即して 現実の社会に潜む課題に、法的・政策的な観点から対応できる 2. 現代社会のルールとその適用、公共的課題に取り組むための 2. 然合的に判断できるようになることを目指す。 具体的には、法を支え動かしていく思想の存在を、西欧古典古代 0 および西欧近代初頭の法思想史の学習を通じて、認識する。主と して歴史の転換点における法思想を学ぶ中で、具体的に、法学的 思考の生誕, 自然法思想との対峙, 人権理念の構築, および国 際法思想について、基本的な知識を得る。 学生の学習目標は、学期の終わりに以下の基本を修得すること 刑事政策 32425 ・かる。 ・犯罪の原因について,人の犯罪行動(人間行動の1側面)を学 際的に考察できる。 版的に考えてきる。 2.犯罪の対策について,犯罪者,心神喪失者,非行少年,犯罪被 害者等への法的対応や学説を理解し,説明できる。 0 . 犯罪に関するマスコミや社会での論評等に対して、学術的観点 . 犯罪に限らず,物事を幅広い視点又は多角的なアプローチで, より考察できる。 32485 少年法 未成年者による犯罪および非行の背景を理解する。未成年者に よる犯罪および非行に対する法的解決および福祉的解決を学 ぶ。未成年者による犯罪および非行を通じて社会における課題を 0 発見し、その解決のあり方を模索する力を身につける。 医学と法の接点における様々な問題について医学の立場から研 法医学 32427 究し、特に、人の死因の科学的な究明を通して、社会生活上の安 全に貢献している法医学の基本的重要事項を知り、法学及び社 Ο 会学諸分野とのつながりについて理解できる。 授業で扱かわれた各事件がどの法律に基づいて解決されている 法律実務 32487 かを理解し、事例ごとにどのような解決が可能か説明することが できるようになる。 0 志望する就職先とその志望理由を明確にする。就業体験を通じて、自らの適性やこれまでの学習の不十分さを理解する。インタ 32479 インターンシップ ・シップ報告会を通じて、自らの体験を多くの人にプレゼンテー 0 タンする方法を習得する。 特講 (各年度のシラバス参照) 32385 0 哲学概論A 哲学の基礎的知識や方法を説明できる。 哲学概論B 哲学の基礎的知識や方法を説明できる。 32115 社会学 社会学の基礎的知識や方法を説明できる。 32117 環境政策論I 様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にい 32123 たる過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把 Δ 握し、分析できるようになる。 様々な環境問題の特徴を理解し、環境政策の形成から実施にい 環境政策論II 32124 -る過程を理解すると同時に、そのガバナンスの構造を適切に把 Δ 握し、分析できるようになる。 1. 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 社会福祉総論I 32101 2. 他人の意見を聞く力をつけること。 ションする力をつけること。 Δ 4. 政策立案能力を付けること。 社会福祉総論 Ⅱ . 国民の生活実態と制度の実態を調べ、分析する力をつける。 32103 他人の意見を聞く力をつけること。 ディスカッションする力をつけること。 Δ 4. 政策立案能力を付けること。 国際関係論1 グローバリゼーションが進んで国境を超えた人、物、情報の往来 32127 が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行 動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその 内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがっ てある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人 Δ の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養い 国際関係論2 グローバリゼーションが進んで国境を超えた人,物,情報の往来 32128 が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国 際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその 内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだ Δ とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主 要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養い たい。

学域名	人間社会学域
学類名	法学類
コース(専攻)名	公共法政策コース

学類のディブロマ・ボリシー(学位授与方針) -スのディブロマ・ボリシー(学位授与方針) 法学類では、現実の社会に潜む法的・政策的課題に対応できる能力を育成するためのカリキュラムを設定し、少人数教育の 導入によって、多様な形での討論を通して法律学、政治学に関する専門的な知識を修得するため、現代社会の規範とその適 金沢大学グローバル>スタンダードを踏まえ、本学類が定めた人材養成目標に基づいて、以下に掲げる学修成果を達成した者に学士(法学)の学位を授与する。 用及び公共的課題への取組みに関する総合的な判断力を身につける教育を行い、現代社会に対して幅広い関心を持ち、よりよい社会実現のために法的思考によって問題の解決策を導き出し、自発的かつ意欲的に課題発見に挑み、その探求と解決に必要な能力を備えた人材を養成することを、金沢大学くグローバル>スタンダード(KUGS)の視点を踏まえ、目的とする。 法律学・政治学の学問体系の骨格を理解している 法律学・政治学の基本的な科目の知識を修得している 卒業後の進路に応じて必要な知識を修得している + 本級の連結に助じて必要がAMMなご参付している 問題を発見する力と、自分の主張をまとめて論証する力を身につけ、現代社会が抱える将来的課題に取り組む能力を有している 社会の公的枠組みを形作っている法制度や、政策形成の過程、統計的データの活用法など、公共的な制度の設計・管理・運営に必要な知識と能力を身につけている (◎=学習成果を上げるために履修することがとくに強く求められる科目, ○=学習成果を上げるために履修することが強く求められる科目, △=学習成果を上げるため 学類のCP(カリキュラム編成方針), コースのCP(カリキュラム編成方針) 企業を含む私 国・地方公共 人どうしの活動 団体・私人の 法律学・政治 学全体の見取 社会の公的枠組みを形作っ 国家・地方公 務員の行政職 企業活動に とって必要な真 法の基礎にあ る理念・法の歴 法律学・政治 学のそれぞれ 国家・地方公 務員の行政職 法律実務や行 ・一系のの17 ま学類では、法律学・政治学の学問体系の骨格に対する理解を促すために体系的カリキュラムを編成するとともに(学修成果 ている法を対 1).学年の進行にしたがって基礎的な科目から応用的・発展的な科目を履修していく階層的な学修過程を通じて基本的な知識 活動を規律す 門知識や能力 国語系科目) り図と、それぞ を規律する法 ことって必要な ことって必要な 史・外国法の 応用的分野の 場に触れるこ の分野におけ の修得を図っている(学修成果2)。専門科目の履修にあたり、法学類では、公共法政策・企業関係法・総合法学という3つの コースを設けており、3、4年次生は将来の進路に対応してコースごとに設定した専門科目群を学ぶことで、学位授与方針に掲げ 象とする学問分野や,政治 専門知識や能 と, あるいはそ れぞれの学問 る思考力・判断 力・表現力や、 h.の専門分野 対象とする学 る法のうち よ 専門知識や能 を得る。(応用 概要を説明で 間の相互関係 問分野の基礎 り実践的なもの 力(公法学分 力(政治学分 科目III) きる。(応用科 (選択科目) と学修成果の達成を図る(学修成果3・5)。 を理解する。 学・政策学の を理解する。 を対象とする学 野)を得る。(応 野)を得る。(応 目IV) 分野の最先端 主体性をもつ 多様な人々と 共同して学ぶ たて参加本の生成とは必くて参加本。 また、初学者だき、・Tなどの共通教育科目を通じて主体的な学習を実践する基礎的能力を身につけた上で、3.4年次には、学生 の主体的な研究報告を重視した演習科目や能動的学習を導入した授業科目、「法律実務や行政・企業の現場に触れる専門科 問分野を理解 用科目I) する。(基本科 (専門基礎科 基礎を理解す (基本科目Ⅱ: D知識を得る る。(基本科目 ことを通じて、 企業関係法 目」を通じて、問題発見能力と自分の主張をまとめて論証し、各種課題に取り組んでいく能力の養成を図る(学修成果4) I:公共法政策 目III) 能動的な思考 能度を修得す る。(演習科 - アペンの 7 2年次の基本的科目で得た知識を基礎に、「国・地方公共団体・私人の活動を規律する法のうち、より実践的なものを対象 得る。(法律実 目) とする専門科目群」「国家・地方公務員の行政職にとって必要な専門知識や能力(公法学分野および政治学分野)を得る専門 科目群」、「法律学・政治学の発展的・応用的分野の知識を得る専門科目群」の履修を通じて、公共的な制度の設計、管理運営に ,,, シップ・特講) 必要な知識を習得する(学修成果3.5)。 授業科目名 学生の学習目標 グローパリゼーションが進んで国境を超えた人、物、情報の往来 が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国 32131 国際機構論 際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行動は彼らの育った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその 内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがってある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだ Δ が、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主 要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養い グローパリゼーションが進んで国境を超えた人、物、情報の往来 が日常化し、国内にいても外国人との接触がふえている現在、国 国際機構論2 32132 際関係の知識がますます重要になっている。外国人の思考や行 「病菌病のがはいる」では、するりません。こと、できないないでは、 動は彼らの言った国の状況に左右され、彼らの国の状況はその 内政や国際関係の歴史によって形成されてきたものだ。したがっ てある程度過去に遡って調べておかないと、現在の外国や外国人 Δ の行動を理解できない。世界現代史的な学習が必要なゆえんだが、とはいえあまり細かく年号や人名を記憶する必要はない。主 要な事象の多面性や相互の関連を認識することで洞察力を養い 17.13 日本外交史を学ぶことを通じて, 近代日本が周辺諸国を含む国際 国際政治史1 32135 ローステステンテンにとを通りて、近てロースが同辺語画を含む画が社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。 Δ 日本外交史を学ぶことを通じて 近代日本が周辺諸国を含む国際 国際政治史2 32136 社会とどのように関わってきたのか、それがこんにちの日本にどのような影響を及ぼしているのか、について理解すること。 Δ 比較政治学1 英語のリーディングやリスニングを上達させる。 32139 政治学の専門用語を紹介する Δ 比較的観点から民主主義を理解する。 英語のリーディングやリスニングを上達させる。 32140 比較政治学2 Δ 比較的観点から民主主義を理解する。 32201 外国書講読 小国語文献をより正確に読めるようになる。 0 2 * 学生は、海外語学研修を通じ、外国語運用能力を向上させ、異文化に属する人々とのコミュニケーション技法を学んでゆくことができる。また、これにより、自分自身の視野を広げて将来につなげて 32228 海外語学研修 О ゆくことが期待される。 課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようになる。 基礎演習 32241 0 演習 課題を選択し、調査・研究し、報告し、議論できるようになる。 32252 3 0 自分が関心をもつ問題について主体的に研究し、その成果を文 卒業論文 32281 0 章にまとめることができるようになる。

学年欄の1は1年次より、2は2年次より、3は3年次より、4は4年次に(早期卒業申請者は3年次より)履修できる科目である。

基礎演習は1年次後期より履修できる。

特講は開講されないことがある。 開講学期は変更されることがある。

一部の科目は隔年開講である。

◎は必修または選択必修科目、○は選択科目、△は他学類専任教員が担当する選択科目である。

各科目の単位数は明記していない(法学類細則を参照のこと)

「哲学概論A」「哲学概論B」および「社会学」は、教職免許取得希望者のみが履修できる科目である。